

Ⅱ 消費者安全法等に基づく消費者庁の措置

【ポイント】

消費者庁は、集約及び分析した情報を基に、平成 23 年度上半期に、消費者安全法等に基づき以下の措置を行った。

○消費者安全法第 14 条第 1 項に基づき関係行政機関等に対し 42 件の資料提供要求を行うとともに、同法第 15 条第 1 項に基づき 2 件の消費者への注意喚起等を行った。

○毎週の定期公表という形で、消費者安全法に基づく重大事故等を 620 件（前年同期 270 件）、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故を 526 件（前年同期 584 件）公表した。

○また、消費者被害の防止等の観点から、消費者に対して 4 件の注意喚起を行った。

1. 消費者安全法第14条第1項に基づく資料の提供要求等

消費者庁は、平成23年度上半期に、公表されていない案件を除き、消費者安全法第14条第1項に基づき関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センターその他の関係者に対し、以下の42件の資料提供要求を行った。

実施時期	内 容	発出件数
平成23年 5月 2日	富山県内及び福井県内において提供された食事を原因とする食中毒(原因物質：腸管出血性大腸菌等)が発生し、死亡及び重症を含む多数の患者が出た旨の消費者事故等の通知を受けたことから、消費者の安全・安心の確保を図るため、5月2日に厚生労働省に対して、飲食店において、加熱用の肉が生食用として提供されることがあるかどうかの事実関係及び、この事実関係を踏まえた厚生労働省の対応についての資料提供要求を行った。	1
5月12日	「温泉付有料老人ホームの利用権」の売買に関する勧誘を巡るトラブルについては、平成23年3月頃から各地の消費生活センターに多数の相談が寄せられたため、同年4月28日、こうした勧誘手法に対する注意喚起を行った。しかし、その後も相談件数が減少しなかったことを受け、相談によりあげられた事業者に対して、事実関係を踏まえた資料提供要求を行った。	2
6月14日	貴金属等の訪問買取については、4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、「被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる」とされており、消費者事故等が疑われる事案に関係する事業者に対して、業務や取引の内容等に関する資料提供要求を行った。	24
7月19日 8月31日 9月1日	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターに寄せられる相談が増加していることから、相談によりあげられた事業者に対して、事実関係を踏まえた資料提供要求を行った。	15

2. 消費者安全法第 15 条第 1 項に基づく消費者への注意喚起

消費者庁は、平成 23 年度上半期に、消費者安全法第 15 条第 1 項に基づき、以下の 2 件の注意喚起を行った。

実施時期	内 容
平成 23 年 6 月 24 日	「温泉付有料老人ホームの利用権」の売買に関する勧誘を巡るトラブルについては、平成 23 年 3 月頃から各地の消費生活センターに多数の相談が寄せられたため、同年 4 月 28 日、こうした勧誘手法に対する注意喚起を行った。しかし、その後も相談件数が減少しなかった。相談の内容を調査したところ、特定の会社についての相談が特に多く、また、消費者事故等（不適切な勧誘行為）に関する情報が含まれていることが分かったため、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者に注意喚起を行った。
8 月 12 日	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターに寄せられる相談が増加していることを受け、消費者庁が調査したところ、少なくともいくつかの業者が関与した事例について、消費者事故等にあたる不適切な勧誘行為に関する情報が確認された。このため、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者に注意喚起を行った。

3. 消費者安全法又は消費生活用製品安全法によって入手した情報に基づく情報提供

消費者庁は、平成 23 年度上半期に、消費者安全法に基づいて通知された重大事故等を 620 件（前年同期 270 件）、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故を 526 件（前年同期 584 件）公表²⁴している。

消費者安全法に基づく通知事案と消費生活用製品安全法に基づく報告事案について同じ事案を別々に公表している場合があるが、同じ事案と確認されたものについては、公表にあたってその旨を記載し、整理している。

さらに、定期公表後においても通知元である関係機関に対し、通知後の対応状況や原因究明状況等について、事故の再発防止等に役立つようにフォローアップを随時行っている。平成 23 年 6 月 30 日までの通知情報に関する追跡確認状況（消費者庁が各重大事故の通知を行った関係行政機関に対して、その後の対応状況を確認した時点（平成 23 年 10 月 15 日）での状況）は、次のとおりである。

○ 追跡確認状況（平成 21 年 9 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日）

追跡確認状況	関係行政機関	地方公共団体等	計
(A) 対策実施 ²⁵	631	77	708
(B) 対策検討・対策着手 ²⁶	0	2	2
(C) 原因分析着手 ²⁷	318	69	387
(D) 未進展その他 ²⁸	10	44	54
(E) 消費者事故等に該当せず ²⁹	45	27	72
小計	1,004	219	1,223
その他(相談者非公表希望等)	0	32	32
計	1,004	251	1,255

²⁴ 消費生活用製品安全法に基づき報告のあった重大製品事故についての公表件数は、平成 23 年度上半期に、消費者庁においてプレスリリース及びホームページ掲載を行った事故情報を対象としている。このため、平成 23 年 3 月下旬に報告のあった事故で 4 月 1 日以降に公表を行ったものや、平成 23 年 4 月 1 日以前に消費者庁もしくは経済産業省（平成 21 年 9 月 1 日以前）に報告のあった事故で過去に公表を行っているものの、その後の更なる原因究明が進展したこと等により再度の公表を行ったもの（いわゆる再掲）が含まれる。

²⁵ 注意喚起・リコール等により事案処理済のもの。

²⁶ 原因分析結果を踏まえ、対策案の検討又は着手中のもの。

²⁷ 関係機関等により原因分析着手又は着手予定のもの。

²⁸ 進展の見られない事案、事実確認が困難なもの。

²⁹ 原因分析の結果、消費者事故等に該当しなかったもの。

また、定期的な公表のほかに、消費者安全法に基づく消費者事故等（重大事故等を含む。）の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告をもとに把握した情報について、消費者被害の防止等の観点から消費者に対して以下の4件の注意喚起を行った。

実施時期	件名	内容
平成23年 5月2日	集団食中毒の発生を受けた食中毒予防に関するお願い	富山県内及び福井県内において提供された食事を原因とする食中毒（原因物質：腸管出血性大腸菌等）が発生し、死亡及び重症を含む多数の患者が出た旨の消費者事故等の通知を厚生労働省から受け、消費者に食中毒予防をうながす注意喚起を行った。（Ⅱ1.参照）
8月12日	エア遊具の事故防止に関する緊急的な取組について	平成23年8月11日に横浜市の遊戯施設で、幼児がエア遊具（空気膜構造の大型遊具）の送風機に指を入れて、指の先を切断する事故が発生した。これを受け、事業者に対してエア遊具（特に送風機の安全対策）の緊急点検等と呼びかけるとともに、消費者に利用に際しての注意喚起を行った。
9月22日	電動車いす（ハンドル形）の使用に関する注意喚起について	電動車いす（ハンドル形）について、乗車中の転落、転倒、衝突による事故で、使用者が死亡・重傷に至る報告が数多く寄せられていることを受け、電動車いす（ハンドル形）による事故を防止するために、消費者に向けて注意喚起を行った。
9月28日	マクラーレン社製ベビーカーによる指の挟み込み事故の防止について	ベビーカーのヒンジ部分で指を挟む事故の情報が寄せられたため、以前より注意を呼び掛けてきたが、本年4月以降も3件事故情報（うち1件は指の一部が切断）が寄せられたことを受け、無料の安全対策カバーの装着を促す注意喚起を行った。

Ⅲ 消費者安全法以外の法執行・各種情報提供等

【ポイント】

消費者庁は、集約及び分析した情報を基に、平成 23 年度上半期に、消費者安全法以外に、以下の取組みを行った。

- 景品表示法第 6 条に基づき 16 件の措置命令を行い、特定商取引法に基づき 18 件の業務停止命令及び指示を行い、特定電子メール法第 7 条に基づき 7 件の措置命令を行った。
- 関係機関等に対して資料提出の依頼等 7 件の対応等の要求等を行った。
- 消費者に直接情報を提供する手段として毎週配信した「子ども安全メール from 消費者庁」については、平成 23 年 9 月 30 日現在の登録者数が 17,332 人であり、平成 23 年度上半期に、25 件の発信を行った。
- ホームページ上に特設ページ「東日本大震災についてのお知らせ」を設け、生活関連物資情報、食の安全に関する情報、詐欺・悪質商法・消費生活相談情報、食品表示に関する情報、節電・計画停電に関する情報、消費者等への様々な情報提供を行った。

なお、独立行政法人国民生活センターにおいても、消費者等への情報提供として、震災で寄せられた消費生活相談など、42 件の公表を行った。

1. 法執行・行政処分等

(1) 家庭用品品質表示法

消費者庁は、平成 23 年度上半期に、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）第 4 条第 1 項に基づく指示は行なわなかった。

(2) 不当景品類及び不当表示防止法

消費者庁は、平成 23 年度上半期に、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 6 条の規定に基づき、以下の 16 件の措置命令を行った。

実施時期	件 名
平成 23 年 4 月 8 日	株式会社 K & S トレーディングに対する措置命令（中古自動車の走行距離等に関する不当表示（優良誤認表示））
	有限会社 K U C に対する措置命令（中古自動車の走行距離等に関する不当表示（優良誤認表示））
4 月 26 日	株式会社市進ホールディングスに対する措置命令（学習塾等の受講生の大学入学試験合格実績に関する不当表示（優良誤認表示））
	株式会社市進ウイングネットに対する措置命令（学習塾等の受講生の大学入学試験合格実績に関する不当表示（優良誤認表示））
	株式会社ウィザスに対する措置命令（学習塾等の受講生の大学入学試験合格実績に関する不当表示（優良誤認表示））
6 月 14 日	日本緑茶センター株式会社に対する措置命令（食用塩の取引に係る不当表示（優良誤認表示））
6 月 29 日	学校法人北海道安達学園に対する措置命令（専門学校就職率に関する不当表示（優良誤認表示））
7 月 15 日	株式会社日本ホットライフに対する措置命令（住宅用太陽光発電システムの取引に関する不当表示（有利誤認表示））
7 月 21 日	株式会社東祥に対する措置命令（スポーツクラブにおいて提供する浴場利用役務に関する不当表示（優良誤認表示））
7 月 26 日	株式会社 A O K I に対する措置命令（衣料品等の価格に関する不当表示（有利誤認表示））
	青山商事株式会社に対する措置命令（衣料品等の価格に関する不当表示（有利誤認表示））
	株式会社コナカに対する措置命令（衣料品等の価格に関する不当表示（有利誤認表示））
	はるやま商事株式会社に対する措置命令（衣料品等の価格に関する不当表示（有利誤認表示））
	株式会社フタタに対する措置命令（衣料品等の価格に関する不当表示（有利誤認表示））
8 月 31 日	株式会社フィッシュランドに対する措置命令（遠近両用眼鏡の価格等に関する不当表示（有利誤認表示））
9 月 9 日	株式会社アイランド食品に対する措置命令（干しそばの原材料等に関する不当表示（優良誤認表示））

(3) 特定商取引に関する法律

消費者庁は、平成 23 年度上半期に、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に基づき、以下の 18 件の業務停止命令及び指示を行った（消費者庁長官の権限委任を受けた経済産業局長が行ったものを含む。）。

実施時期	件 名
平成 23 年 4 月 22 日	訪問販売業者(株)創巧伎建に対する業務停止命令(不実告知、勧誘目的等不明示、契約書面の不交付及び不備記載)
4 月 27 日	訪問販売業者 P R O (株) に対する業務停止命令(勧誘目的及び商品の種類の不明示並びに迷惑勧誘)
6 月 17 日	電話勧誘販売業者(株)アートコミュニケーションに対する指示(再勧誘、迷惑勧誘)
8 月 3 日	訪問販売業者(株) L u v j e に対する業務停止命令(公衆の出入りしない場所に誘引しての勧誘、迷惑勧誘、勧誘目的等不明示、再勧誘、書面の虚偽記載)
	通信販売業者(株)ジョイントツに対する指示処分(電子メール広告のオプトイン規制(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止)違反及びオプトアウト(電子メール広告の送信を希望しない旨の意思表示)の際の連絡方法の表示義務違反)
8 月 9 日	電話勧誘販売業者アトライフ(株)に対する業務停止命令及び指示(不実告知、勧誘目的等不明示、再勧誘、迷惑勧誘、契約書面の虚偽記載及び記載不備)
	電話勧誘販売業者現代通信(株)に対する業務停止命令及び指示(不実告知、再勧誘、迷惑勧誘及び契約書面の虚偽記載)
	電話勧誘販売業者(株)東宝堂に対する業務停止命令及び指示(不実告知、勧誘目的等不明示、再勧誘、迷惑勧誘、契約書面の虚偽記載及び記載不備)
	電話勧誘販売業者(株)東広通信に対する業務停止命令及び指示(不実告知、氏名等不明示、再勧誘、迷惑勧誘、契約書面の虚偽記載及び記載不備)
	電話勧誘販売業者(株)アドクリエイトに対する業務停止命令及び指示(不実告知、再勧誘、迷惑勧誘及び契約書面の虚偽記載)
8 月 23 日	電話勧誘販売業者帝国人事(株)に対する業務停止命令及び指示(不実告知、債務の履行遅延、再勧誘、迷惑勧誘、契約書面不交付)
9 月 13 日	通信販売業者(株)アクオリティに対する指示処分(電子メール広告のオプトイン規制(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止)違反及びオプトアウト(電子メール広告の送信を希望しない旨の意思表示)の際の連絡方法の表示義務違反)

(4) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

消費者庁は、平成 23 年度上半期に、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 7 条の規定に基づき、総務大臣と共同で、以下の 7 件の措置命令を行った。

実施時期	件名
平成 23 年 4 月 27 日	株式会社シックスエストラに対する措置命令(特定電子メールの送信の制限規定(同意の取得のない者への送信の禁止)違反)
5 月 9 日	株式会社ノブロに対する措置命令(特定電子メールの送信の制限規定(同意の取得のない者への送信の禁止)及び表示義務違反)
6 月 1 日	個人事業者に対する措置命令(特定電子メールの送信の制限規定(同意の取得のない者への送信の禁止)及び表示義務違反)
6 月 13 日	株式会社 F I N E に対する措置命令(特定電子メールの送信の制限規定(同意の取得のない者への送信の禁止)及び表示義務違反)
	株式会社 n e x t m e d i a に対する措置命令(特定電子メールの送信の制限規定(同意の取得のない者への送信の禁止)及び表示義務違反)
	株式会社 B r e e z e に対する措置命令(特定電子メールの送信の制限規定(同意の取得のない者への送信の禁止)及び表示義務違反)
7 月 21 日	株式会社 C y b e r F a c t o r y に対する措置命令(特定電子メールの送信の制限規定(同意の取得のない者への送信の禁止)及び表示義務違反)

(5) 消費者庁から関係機関等へ対応等の要求等を行ったもの

消費者庁は、平成23年度上半期に、関係機関等に対して、以下の7件の対応等の要求を行った（消費者安全法に基づくものを除く）。

実施時期	件名	内容	件数
平成23年 4月27日	消費者庁及び消費者委員会設置法第5条の規定に基づく資料の提出の協力依頼について(出荷制限期間中に千葉県香取市産ハウレンソウが出荷されたことに関する資料提出の協力依頼)	千葉県香取市産ハウレンソウについては、平成23年4月4日の原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から千葉県知事に対し、4月22日までの間、関係事業者等に対し出荷を差し控えるよう要請する旨指示が行われていたが、一部の生産者及び市場関係者が要請に従わず出荷が行われていたことが判明。消費者庁が今後行う消費者への注意喚起等の事務を遂行するため、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第5条の規定に基づき、平成23年4月27日付で、農林水産大臣及び厚生労働大臣に対して、本件に関する事実関係や農林水産省及び厚生労働省の対応に関する資料を早急に提出するよう協力を依頼した。	2
6月13日	出荷制限期間中に千葉県香取市産ハウレンソウが出荷されたことに関する調査報告の周知について(依頼)	出荷制限期間中に千葉県香取市産ハウレンソウが出荷されたことについて、農林水産大臣及び厚生労働大臣から提出された資料(4月27日付協力依頼に対する回答)及び消費者庁が関係者に対して行った調査結果をもとに、問題点の把握とその再発防止策を検討し、結果を取りまとめた。この教訓をいかし、食品の出荷制限の指示がなされた場合には、本報告が積極的に活用され、食品の出荷制限に係る対応が徹底されるよう、平成23年6月13日付で、農林水産大臣及び厚生労働大臣に対し、関係自治体の担当部局に対する本報告の周知を依頼した。	2
7月19日	福島県で飼養されている牛の出荷制限に係る消費者への情報提供等に関する要請	福島県で飼育されている牛については、福島第一原子力発電所の事故後も水田に放置されていた稲わらを給与したことにより、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたとの報告が相次いだ。こうした状況を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省では、食品の安全確保のための様々な措置を講じている。しかしながら、これらの措置内容及びその結果が必ずしも消費者に十分伝わっているとは言い難く、消費者庁としても、農林水産省及び厚生労働省とともに、消費者の安全・安心の確保の観点から、本件に関する情報をより積極的に周知するため、平成23年7月19日付で、農林水産大臣及び厚生労働大臣に対し、これまでの取組をより一層徹底し、暫定規制値を超えた牛肉が消費者へ流通することのないよう確実な措置のお願い及び引き続き消費者庁への速やかな情報提供の協力を要請した。	2

実施時期	件名	内容	件数
9月7日	貴金属等の訪問買取に関する留意点の公表	消費者安全法第14条第1項に基づき、消費者事故等が疑われる事案に係る24の事業者に対して資料の提供を要求したところ、不実告知を誘引する可能性のあるマニュアルの記述、消費者への交付書面における「キャンセル不可」の記述等がいくつかの事業者認められたため、これらを留意点として示した要請文の公表により、訪問買取を行う事業者に対し必要な対応を促した。(消費者安全法第14条第1項に基づく資料の提供要求については、II 1.参照)	1

2. 各種情報提供

(1) 「子ども安全メール from 消費者庁」の配信等

消費者庁では、子どもの不慮の事故を予防するため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施している。その一環として、ホームページで子どもの事故予防等に関する情報を提供するとともに、毎週木曜日に「子ども安全メール from 消費者庁」（以下、「子ども安全メール」という。）を配信した。

子ども安全メールの平成 23 年 9 月 30 日現在の登録者数は 17,332 人であり、平成 23 年度上半期に以下 25 件の発信を行った。

実施時期	件名
平成 23 年 4 月 7 日	ペットボトル入り飲料水(ミネラルウォーター類)の表示について
4 月 14 日	災害時のお子様のこころのケア
4 月 21 日	P S C マークをご存知ですか？
4 月 28 日	廊下の曲がり角でおでこを強打！～体験談の御紹介～
5 月 12 日	子どもが食べるお肉は中までよく加熱して！
5 月 19 日	今春の「交通事故死ゼロを目指す日」は 5 月 20 日
5 月 26 日	ドアの下のすき間に足の指が挟まる！～体験談の御紹介 2～
6 月 2 日	ティッシュペーパーは赤ちゃんにとっては危険物！～体験談の御紹介 3～
6 月 9 日	ベビーカーの指挟み込み事故の防止
6 月 16 日	あめ玉による窒息に注意！～体験談の御紹介 4～
6 月 23 日	幼児を自転車に乗せる際はヘルメットの着用を！～体験談の御紹介 5～
6 月 30 日	夏の食中毒に注意！
7 月 7 日	子どもの熱中症対策を！ただし古い扇風機の事故に注意
7 月 14 日	プール熱にご注意！
7 月 21 日	テーブルの角にご注意！～体験談の御紹介 6～
7 月 28 日	乾燥剤の誤飲、まずは成分の確認を！～体験談の御紹介 7～
8 月 4 日	シートベルトの締め付け事故にご注意！～体験談の御紹介 8～
8 月 11 日	金属製アクセサリから鉛を検出！誤飲に注意！
8 月 18 日	歯みがき中は、歩いたり走ったりしないで！～体験談の御紹介 9～
8 月 25 日	歩き始めたばかりの娘が包丁を！～体験談の御紹介 10～
9 月 1 日	窓際やベランダに踏み台になるものは置かないで！～体験談の御紹介 11～
9 月 8 日	人気のエア遊具、お子様が送風機に近づかないよう気を付けて！！
9 月 15 日	台所では子どもから目を離さないで！～体験談の御紹介 12～
9 月 22 日	ボタン電池に気をつけて！
9 月 29 日	ちょっと待って！～子どもを自転車に乗せる時は～

また、消費者庁では、子どものけがの体験談やけがを防ぐための工夫を募集し、子ども安全メールにおいて体験談の紹介を行うとともに、ホームページに掲載し、消費者に情報提供を行った。

(2) 家庭用品品質表示法の不適正表示の申出に基づく注意喚起

消費者庁は、平成 23 年度上半期に、事業者自ら家庭用品品質表示法上の不適正表示があったとの申出に基づいて、以下の 10 件の消費者への注意喚起³⁰をホームページに掲載した。

番号	件名
1	ニッキー株式会社のソックスの不適正表示について
2	株式会社スクウェアのソックスの不適正表示について
3	株式会社ワコールの女性用パジャマの不適正表示について
4	株式会社アシックスのフィットネスアパレルパンツの不適正表示について
5	株式会社ユニクロのキッズデニムパンツの不適正表示について
6	株式会社GOVリテイリングのデニムパンツの不適正表示について
7	イトキン株式会社の婦人デニムパンツの不適正表示について
8	株式会社ワコールの男性用肌着の不適正表示について
9	大栄既製服株式会社のコートの不適正表示について
10	鷹岡株式会社の紳士服・婦人服の不適正表示について

³⁰ 事業者からの申出等に基づいて、消費者に情報提供している。

(3) 「東日本大震災」に関する情報提供

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、消費者庁は、自治体や消費者等向けに、様々な情報提供を行っている。

○生活関連物資等の価格・需給動向

一部の生活関連物資等が品薄状態となったことを受け、関係省庁による「物価担当官会議」を開催³¹して生活関連物資等の価格・需給動向等を確認した上で、3 月 17 日には、消費者に冷静な行動を要請する消費者担当大臣メッセージを公表するとともに、消費者団体との意見交換会を行った。

○消費生活相談情報の提供

震災に便乗した悪質商法に対応するため、義捐金詐欺や住宅の修理工事等の強引な勧誘、被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買取り等の勧誘について、消費者向けの注意喚起を行った。同時に、各自治体の消費生活センターを通じても情報提供を行った。

被害を受けて消費生活相談を実施できない被災県³²をバックアップするため、3 月 27 日に国民生活センターと共同で「震災に関連する悪質商法 110 番」（以下、「震災 110 番」）を設置³³するとともに、生活再建に向けた被災地の相談窓口に専門家（弁護士、司法書士、建築士等）を派遣した。震災 110 番を被災地の消費者に周知するため、自治体を通じて 10 万枚を超えるチラシを配布した。また、震災 110 番に寄せられた相談情報の内容を随時取りまとめ、相談の傾向や消費者へのアドバイスについて情報提供した。

また、被災地域から寄せられる消費生活相談情報の概況を 4 月 14 日以降 8 月 5 日まで毎週取りまとめて公表した。

○食品と放射能の問題

3 月 17 日に厚生労働省が食品の放射性物質に関する食品衛生法上の暫定規制値を定め、暫定規制値を超える食品が検出されたことを受け、3 月 20 日以降、消費者に対して、確かな情報に基づき冷静に対応するよう要請する消費者担当大臣メッセージ等を公表した。5 月 30 日には、食品と放射能に係る様々な論点を分かりやすく整理した「食品と放射能 Q & A」を取りまとめて公表した³⁴。同日開催した消費者月間シンポジウムにおいて、食品と放射能をテー

³¹ 平成 23 年 3 月 14 日、4 月 4 日、4 月 28 日に開催。

³² 岩手県、宮城県、福島県。茨城県は 4 月 11 日に対象として追加。

³³ 7 月 29 日に終了。

³⁴ ホームページ上で公表するとともに、要望のあった自治体や団体等に配布した。なお、状況の進展に応じて随時改訂を行っている。

マにパネルディスカッションを行った。また、リスクコミュニケーションの一環として8月28日、29日には、消費者庁主催で食品と放射能についての意見交換会（シンポジウム）を開催し、その後も、各地で行われる講演会やシンポジウム等の場を通じて情報提供を行った。

8月8日には、消費サイドでの地方自治体における放射性物質検査体制の整備方針や消費者とのリスクコミュニケーションの強化方針等を内容とする「「食品と放射能」の問題に関する消費者庁の取組」を公表した。

○ホームページ上に特設ページの設置

ホームページ上に特設ページ「東日本大震災についてのお知らせ」を設け、生活関連物資情報、食の安全に関する情報、詐欺・悪質商法・消費生活相談情報、食品表示に関する情報、節電・計画停電に関する情報等、消費者等への様々な情報提供を行った。

特に、食の安全に関する情報としては、上記の消費者担当大臣のメッセージや「食品と放射能Q&A」のほか、食品の出荷制限等に関する情報、牛については「個体識別番号リスト」に基づく放射性物質の検査結果、米については作付制限に関する情報等をわかりやすく取りまとめて発信した。

(4) その他の情報提供等

消費者庁は、平成 23 年度上半期に、上記のほか、以下の 29 件の注意喚起等の情報提供を行った。

実施時期	件 名
平成 23 年 4 月 1 日	お手持ちの商品券の御確認を！
4 月 14 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(4 月 13 日までの受付分)
4 月 22 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(4 月 20 日までの受付分)
4 月 28 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(4 月 26 日までの受付分)
	被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買取り等の勧誘に御注意ください
5 月 13 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(5 月 11 日までの受付分)
	「震災に関連する悪質商法 110 番」の受付状況—開設後 1カ月のまとめ— ※
5 月 20 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(5 月 18 日までの受付分)
5 月 26 日	扇風機の発煙・発火などに御注意ください！
5 月 27 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(5 月 25 日までの受付分)
6 月 3 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(6 月 1 日までの受付分)
6 月 7 日	小麦加水分解物含有石鹼「茶のしずく石鹼」について
6 月 10 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(6 月 8 日までの受付分)
	「震災に関連する悪質商法 110 番」の受付状況—開設後 2カ月のまとめ— ※
6 月 17 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(6 月 15 日までの受付分)
6 月 24 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(6 月 22 日までの受付分)
7 月 1 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(6 月 29 日までの受付分)
7 月 8 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(7 月 6 日までの受付分)
7 月 15 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(7 月 13 日までの受付分)
7 月 21 日	「震災に関連する悪質商法 110 番」の受付状況—開設後 3カ月のまとめ— ※
7 月 22 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(7 月 20 日までの受付分)
7 月 26 日	夏の事故やトラブルにご注意ください
7 月 29 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(7 月 27 日までの受付分)
8 月 5 日	被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況(8 月 3 日までの受付分)
8 月 9 日	こんにやく入りゼリーによる窒息事故防止のための情報提供について
8 月 10 日	子どもの誤飲事故防止に関する対応
	—子ども用金属製アクセサリの調査結果を踏まえて—
9 月 6 日	電動車いす(ハンドル形)のリコールについて
9 月 16 日	「医療機関ネットワーク事業」で収集した事故情報について
9 月 30 日	「震災に関連する悪質商法 110 番」開設期間中に寄せられた相談の傾向について ※

※ 消費者庁と国民生活センターによる公表

また、消費者庁が主催する外部有識者が参画する各種研究会等のうち、平成23年度上半期に、取りまとめ結果が公表され、情報提供されたものは以下のとおりである。

取りまとめ 時 期	研究会名	内 容
平成 23 年 8 月 23 日	栄養成分表示検 討会	栄養表示に関する課題を整理し、その義務化に向けた内容を取りまとめた。

なお、消費者庁から各自治体の消費生活センター向けに、電子掲示板を通じて、(株)安愚楽牧場に関する情報、食品と放射能の問題への取組、決済代行業者登録制度への協力依頼、貴金属の訪問買取に関する現行制度上の対応等、各種情報提供を行っている。

3. 独立行政法人国民生活センターによる情報提供

独立行政法人国民生活センターにおいて、平成 23 年度上半期に、情報提供を行ったものとして以下の 42 件があった（平成 23 年 4 月 1 日以前に情報提供を行った案件の追加情報として情報提供を行ったものを除く。）。

実施時期	件名
平成 23 年 4 月 8 日	「震災に関連する悪質商法 110 番」の受付状況(第 1 報)－開設後一週間のまとめ－ 加圧を利用したスパッツの使い方に注意！
4 月 15 日	「東日本大震災」で寄せられた消費生活相談情報(第 2 報) －発生 1 カ月間にみる相談の推移－
4 月 18 日	震災に乗じた迷惑メールにご注意！
4 月 28 日	被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買い取り等の勧誘に御注意ください
5 月 12 日	国民生活センターを名乗り「相談」や「返金手続き」をすすめる電話にご注意！ 住宅用火災警報器の設置について
5 月 13 日	「震災に関連する悪質商法 110 番」の受付状況－開設後 1 カ月のまとめ－ ※
5 月 23 日	「東日本大震災」で寄せられた消費生活相談情報(第 3 報) －発生 2 カ月間における相談の推移－
5 月 26 日	慌てて契約しない！屋根の修理サービス－震災に便乗した悪質な勧誘に注意－ 胎児の正常な発育に役立つ「葉酸」を摂取できるとうたった健康食品
6 月 1 日	震災を口実に訪問する貴金属の買い取りサービスにご注意
6 月 3 日	震災をめぐる「電話」のトラブル－被災状況により事業者の対応も柔軟化－
6 月 9 日	「消費者トラブル解決」をうたう探偵業者にご注意を！！
6 月 13 日	「震災に関連する悪質商法 110 番」の受付状況－開設後 2 カ月のまとめ－ ※
6 月 17 日	「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第 3 弾－ギャンブル情報料、内職、未公開株…様々な支払いに広がっている－
6 月 23 日	震災に乗じた未公開株の勧誘に注意！－「被災地支援」など震災にかこつけた話にだまされないで－
6 月 24 日	アプリコット合同会社の「温泉付き有料老人ホーム利用権」は契約しないで！
7 月 5 日	「東日本大震災」で寄せられた消費生活相談情報(第 4 報) －発生 3 カ月間における相談の推移－
7 月 7 日	車内で接続したら発煙したインバーター(相談解決のためのテストから No.1) ブライダルエステで危害発生！－施術を受ける際には、時間的な余裕を持って－
7 月 14 日	小麦加水分解物を含有する「旧茶のしずく石鹼」(2010 年 12 月 7 日以前の販売分)による危害状況について－アナフィラキシーを発症したケースも－

実施時期	件名
7月21日	「震災に関連する悪質商法110番」の受付状況－開設後3カ月のまとめ－ ※
	「高速バス」のトラブル増えてます－運行タイプによる、トラブルの違い－
	大学生に広がる投資用教材DVDの紹介販売トラブル－多額の借金や友人を失ってまでも本当に必要ですか？－
	震災による給湯器の貯湯タンクの転倒被害－今後の被害防止のため、改めて機器の設置の点検を！－
	放射性物質への不安につけこむ広告や勧誘にご注意を！
8月4日	造園で再利用された異臭を放つ枕木(相談解決のためのテストからNo.2)
	縁台の上に足を乗せたら転倒し骨折(相談解決のためのテストからNo.3)
	仏像の勧誘に注意！－劇場型勧誘や送り付け、震災に便乗したセールストークなどに気をつけて－
8月10日	子どもが使用することのあるアクセサリに関する調査結果－カドミウム、鉛の溶出について(2011年)－
8月12日	「国民生活センター」から「お知らせパンフレット」が郵送されてきたら、それはニセモノです！
8月18日	安愚楽牧場に関するトラブル速報！第1弾－今後の情報に注意して！－
8月25日	新車の儲け話、医療機関債の販売勧誘トラブル！
9月8日	小麦加水分解物を含有する「旧茶のしずく石鹼」(2010年12月7日以前の販売分)7月14日公表後の危害状況について
	安愚楽牧場に関するトラブル速報！第2弾－民事再生手続の開始が決定－
	水槽用ろ過装置のパイプが外れて階下まで漏水(相談解決のためのテストからNo.4)
	前輪の支えの一部が外れ走行不能となった自動車(相談解決のためのテストからNo.5)
	比較的安価な放射線測定器の性能
9月22日	CO2(二酸化炭素)排出権取引に関する儲け話のトラブル！－一般の消費者は手を出さないで－
	子どもを自転車に乗せたときの転倒に注意！
9月30日	「震災に関連する悪質商法110番」開設期間中に寄せられた相談の傾向 ※

※ 消費者庁と国民生活センターによる公表

おわりに

これまでの3回の報告の取りまとめに当たっては、各方面から様々なご指摘をいただき、改善を図ってきた。

具体的には、消費者安全法に基づく消費者事故等に関する情報だけでなく、事故情報データベースや医療機関ネットワークに関する記載、消費生活用製品安全法に基づき報告された事案についての概要等を掲載するようにした。また、前年同期の件数を比較できるようにしたほか、消費者庁が行った措置等に関する記載を充実させるなどの改善を行ってきた。

今回の第4回報告では、前回報告の取りまとめに当たって、「分かりやすく理解しやすいものであること」との指摘があったことを踏まえ、各項目の冒頭に「ポイント」を掲載し、視覚的に理解できるようにできるだけ図を取り入れる等の改善を図った。

今後とも、消費者事故等に関する取りまとめ結果が、消費者はもとより、事業者、地方公共団体等を含め、社会全体で有効活用されるよう、努めていく。また、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、政府として、消費者事故等に関する情報を適切に集約、分析し、必要な注意喚起や、厳正な法執行等を行っていくとともに、生命・身体分野の消費者事故等の調査体制の確立、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設、財産分野において既存の法律では対応が難しい事案への行政措置の導入等を行っていく。